

# 熊本県公報

号外 第 42 号  
平成 15 年 10 月 28 日 (火)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 告 示

- ポスター掲示場にポスターを掲示することができる日……………(選挙管理委員会) 1
- 選挙長及び選挙長職務代理者……………( " ) 1
- 選挙分会長及び選挙長分会長職務代理者……………( " ) 2
- 審査分会長及び審査分会長職務代理者……………( " ) 2
- 選挙会の場所及び日時……………( " ) 2
- 選挙分会の場所及び日時……………( " ) 3
- 審査分会の場所及び日時……………( " ) 3
- 選挙運動事務従事者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高限度額……………( " ) 3
- 政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………( " ) 3
- 小選挙区選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………( " ) 4
- 名簿届出政党等の名称等の掲示順序を定めるくじを行う場所及び日時……………( " ) 4
- 比例代表選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………( " ) 4
- 投票用紙の様式……………( " ) 4
- 衆議院小選挙区選出議員選挙において開票の事務と選挙会の事務を併せて行わない旨の告示……………( " ) 6
- 熊本県第 1 区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時……………(熊本県第 1 区選挙長) 6
- 熊本県第 2 区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時……………(熊本県第 2 区選挙長) 6
- 熊本県第 3 区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時……………(熊本県第 3 区選挙長) 6
- 熊本県第 4 区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時……………(熊本県第 4 区選挙長) 7
- 熊本県第 5 区における選挙立会人のくじを行う場所及び日時……………(熊本県第 5 区選挙長) 7
- 熊本県選挙分会における選挙立会人のくじを行う場所及び日時……………(熊本県選挙分会長) 7

## 告 示

### 熊本県選挙管理委員会告示第 59 号

平成 15 年 11 月 9 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙においてポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日を次のとおり定める。

平成 15 年 10 月 28 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治

平成 15 年 10 月 28 日

### 熊本県選挙管理委員会告示第 60 号

平成 15 年 11 月 9 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成 15 年 10 月 28 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 宮 本 卓 治